

厚生労働省北海道労働局
令和2年3月26日(木) 16時

担当	北海道労働局 職業安定部職業安定課 課長	本間 信弘
	地方労働市場情報官	鎌田 英一
	課長補佐	小林 一哉
	TEL 011-709-2311 (内線3672)	
	労働基準部監督課 課長	戸高 正博
	主任監察監督官	佐藤 浩一 (内線3541)
	雇用環境・均等部企画課 課長	桑原 津代志
	課長補佐	小原 久幸 (内線3575)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用変動等にかかる対応について －合同緊急雇用対策本部の設置等－

北海道労働局（局長 福士 直）は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、従業員の解雇や休業等をせざるを得ない中小企業が増加していることから、北海道と連携し、令和2年3月26日に「合同緊急雇用対策本部」を設置し、次の対策を講じることとしたので、お知らせします。

1 合同緊急雇用対策本部の設置(3月26日)

本道において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、従業員の解雇や休業等をせざるを得ない中小企業が増加しており、今後の雇用変動等に対し、北海道及び国の機関が連携して、情報の収集、連絡調整及び必要な対策を実施する必要があることから、北海道と北海道労働局が合同で設置する。

(1) 構成

本部長を、北海道知事、北海道労働局長とする。

副本部長を、北海道は、副知事、経済部長、労働政策局長、職業能力担当局長とし、北海道労働局は、総務部長、雇用環境・均等部長、労働基準部長、職業安定部長とする。

(2) 連携機関

国の地方機関や道内関係経済団体等

2 地域緊急雇用対策本部の設置

雇用変動の大きい地域においては、(総合)振興局、労働基準監督署、公共職業安定所を中心とした「地域緊急雇用対策本部」を設置し、他の連携機関とともに機動的な支援を実施することとする。

(1) 構成 公共職業安定所、労働基準監督署、(総合)振興局

(2) 連携機関 市町村、職業訓練機関、日本年金機構年金事務所等

(3) 設置 札幌、函館、帯広、北見、網走、苫小牧、千歳の各地域は先行して順次設置。

その他の地域は状況を踏まえ対応。

3 取組内容について

(1) 雇用の維持・安定や求職者の早期就職に向け、新型コロナウイルス感染症に関連した国や道の支援策や労働相談窓口の周知、各種助成金等の活用促進。

(2) 解雇、休業等をせざるを得ない事業所情報の把握とともに、地域対策本部と連携した各種助成金等の活用促進、求職者ニーズに合わせた就職支援の実施。

(3) その他必要な支援策の案内と取扱機関への誘導。